

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第57号	
事故等名	貨物船第八住福丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年11月10日 20時26分ごろ	
発生場所	香川県坂出市三ツ子島東側海域 (鍋島灯台から真方位179° 1,040m付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月18日 広島・地方事故調査官が、次席一等航海士に事故発生状況及び船長に損傷状況について電話聴取し、損傷状況図写を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	貨物船第八住福丸 499トン	
船舶番号	129575	
船舶所有者等	有限会社栄昇海運	
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	次席一等航海士 五級海技士(航海)	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	船底部に擦過傷及び最大深さ5cmの凹損	
事故等の経過	本船は、兵庫県家島港を空船で発し、広島県呉市上蒲刈島に向け自動操舵で航行中、船橋当直者が居眠りに陥り、平成20年11月10日20時26分ごろ、岩場に乗揚げ、船底部を損傷した。浸水、油の流出、負傷者はなかった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 船橋当直者は、長時間の船橋当直及び荷役作業はなかったが、気の緩みがあったものと考えられる。 飲酒、薬の服用はなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が自動操舵で航行中、船橋当直者が、気の緩みにより居眠りしたため、三ツ子島東側の岩場に乗揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	